

# 介護相談室くらす 重要事項説明書

## 1 事業者(法人)の概要

事業所名称	特定非営利活動法人 kurasu
所在地	秋田県大館市十二所字町頭 49 番地
代表者名	理事長 澤田 雄介
法人設立年月日	平成 29 年 3 月 8 日

## 2 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 事業所所在地等

事業所名称	介護相談室くらす
所在地	秋田県大館市十二所字町頭 49 番地
サービスの種類	居宅介護支援
介護保険指定番号	0570425132
管理者	菅原 奈津美
通常の事業実施地域	大館市、鹿角市、小坂町、北秋田市

### (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日 (ご要望に応じ土日も営業する場合があります。)
営業時間	8:30～17:30 (延長あり)

※携帯電話へ 24 時間常時連絡できる体制を整備しています。

### (3) 事業所の職員体制

職種	常勤 非常勤	専 従	兼 務	職務内容
管理者	常勤			事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
主任介護支援専門員	常勤			居宅介護支援業務を行います。
介護支援専門員	常勤			居宅介護支援業務を行います。

### 3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	特定非営利活動法人 kurasu が開設する介護相談室くらす(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
運営の方針	介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮します。また、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な事業を行います。

### 4 居宅介護支援の内容

介護支援専門員は、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、利用者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。

ケアマネージャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容は以下のとおりです。

課題分析	利用者宅を訪問し、利用者的心身の状況や生活環境などを把握し、課題の分析をします。
サービス調整	課題分析の結果を踏まえて、利用する介護サービスの連絡調整を行います。
ケアプラン(計画書)作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
利用者状況の把握	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者的心身の状況やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づいて給付管理票を作成し、国民健康保険連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る支援	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に実施できるように支援します。申請の代行も可能です。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の情報提供を行います。

### 【テレビ電話装置等を活用した面談の実施について】

介護支援専門員は、利用者の状況を把握するため、要介護認定有効期間中、少なくとも1ヶ月に1回は利用者の居宅に訪問し、面談を行いますが、以下の要件をすべて満たしたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した面談を行う場合もあります。

同意欄	要件
<input type="checkbox"/>	利用者の同意を得ること
	利用者の状態が安定していること
	実施にあたり、主治医、サービス事業者等の合意を得ていること
	利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
	テレビ電話等の画面越しでは収集できない内容について、他のサービス事業者との連携により情報収集すること
	少なくとも2ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問すること

#### ◆テレビ電話装置等を活用した面談のメリット・デメリット

- ・移動が不要であるため、ケアマネージャーとの日程調整が容易になります。
- ・訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
- ・感染症が流行している中でも、非接触での面接が可能になります。
- ・利用者の健康状態や住環境等など、画面越しでは情報収集が難しい場合があります。

## 5 サービス利用料について

介護保険において、要介護認定を受けた方は、介護保険より利用料金の全額が給付され、利用者の自己負担はありません。

※ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領が出来ない場合は、別紙に掲げる利用料をお支払いただきます。（当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、お住まいの市町村窓口に提出していただくことで、後日全額払い戻しを受けることができます。）

利用料及びその他の費用	【別紙「利用料金表」を参照ください。】
利用者自己負担額 (介護保険適用の場合)	介護保険適用となる場合は、利用料を支払う必要はありません。全額介護保険により支給されます。

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。通常は事務所においてご相談をお受けいたしますが、ご自宅等に介護支援専門員がお伺いすることも出来ますので、必要に応じてご用命下さい。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合	文書でお申し出くださいれば、いつでも解約できます。
②当事業所の都合でサービスを終了する場合	人員不足等の、やむをえない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は一か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の指定居宅介護支援事業所を紹介いたします。
③要介護認定区分が非該当（自立）又は、要支援1・2と認定された場合	担当地域の包括支援センターに利用者の情報を提供する等、連携を取らせていただきます。要支援1・2認定の場合は、当事業所介護予防支援契約の締結も可能です。
④利用者が介護保険施設に入所した場合	
⑤利用者がお亡くなりになった場合	自動的にサービス終了となります。

## 7 個人情報の秘密保持について

(1) 事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者、及びその家族等の情報に関して正当な理由なく、第三者には漏らしません。ただし、契約に基づくサービスを提供する上で必要な場合、【別紙2 密密保持および個人情報の取り扱いについて】に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、ご理解ください。

(2) 守秘義務は、契約が終了した後も守られます。

## 8 事故発生時の対応について

(1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行ないます。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 9 サービス内容に対する相談、苦情受付について

### (1)当事業所のお客様相談窓口及び苦情窓口

担当者	菅原 奈津美
電話	0186-52-3872

### (2)当事業所以外でもご相談や苦情など下記の窓口で受けられます。

大館市役所 長寿課 介護保険係	秋田県大館市字中城 20 番地 0186-42-8260
鹿角市役所 あんしん長寿課 高齢者支援班	秋田県鹿角市花輪字荒田4番地 1 0186-30-0234
小坂町役場 町民課 町民福祉班	鹿角郡小坂町小坂字上谷地 41 番地 1 0186-29-3925
北秋田市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係	秋田県北秋田市花園町19番地 1 0186-62-1112
秋田県国民健康保険連合会 介護保険課	秋田県秋田市山王 4 丁目 2 番地 3 018-862-3850

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者	管理者	菅原 奈津美
-------------	-----	--------

(2)法人内設置の虐待防止委員会と連携し、定期的に委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(3)虐待の防止のための指針を整備しています。

(4)職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。

(5)サービス提供中に、当事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## **11 身体拘束等の適正化について**

事業者は、身体拘束等の適正化のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。

(2)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

## **12 感染症の予防及びまん延の防止について**

事業者は、感染症の予防及びまん延等の防止のため、法人内設置の衛生管理・感染委員会と連携し、定期的に委員会を開催します。感染対策マニュアルを整備し、職員に周知徹底するとともに、研修及び訓練(シミュレーション)を定期的に実施します。

## **13 業務の継続**

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施・再開するために、業務継続計画を整備し、職員に周知徹底するとともに、研修及び訓練(シミュレーション)を定期的に実施します。また、業務継続計画を定期的に見直し、必要時応じて変更します。

## **14 サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項について**

利用者、家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

(1)職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

(2)職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

(3)職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

(別紙Ⅰ 利用料金表)

**【ご利用料金】**

利用料(1ヶ月当たり)

要介護認定を受け、介護保険が適用された方は、介護保険制度から全額給付されるので利用者の自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合、要介護度に応じて下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

※このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと全額払い戻しをうけられます。(滞納期間等によっては、保険料に充当されて全額戻らないことがあります。)

**【基本料金】**

介護度	要介護 1・2	要介護 3・4・5
料金	10,860 円	14,110 円

**【加算】**

要介護度による区分なし	加算	算定要件
	特定事業所加算Ⅲ 3,230円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (1月につき)
	特別地域加算 15%	厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合
	初回加算 3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

要 介 護 度 に よ る 区 分 な し	入院時情報提供加算 I : 2,500 円 II : 2,000 円	入院に当たって病院等職員に必要な情報提供をした場合 (月に 1 回の算定を限度) I : 入院日に提供 II : 入院日の翌日又は翌々日に提供
	退院・退所加算 (カンファレンス有) 連携 1 回: 6,000 円 連携 2 回: 7,500 円 ◆連携 3 回: 9,000 円 (カンファレンス無) 連携 1 回: 4,500 円 連携 2 回: 6,000 円	・利用者の退院・退所にあたり、介護支援専門員が病院又は施設等との面談(テレビ電話等の活用も含む)を行った場合 ・必要な情報を得た上で、情報を反映した居宅サービス計画を作成した場合 ◆3回のうち、1回以上のカンファレンスを実施していること  ※「初回加算」算定の場合は、算定しない
	通院時情報連携加算 500 円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合(月に 1 回の算定を限度)
	ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円	・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者または家族の同意を得て、居宅訪問し、利用者の心身状況等を記録し、主治医やサービス事業者に提供した場合 ・24 時間連絡体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備した場合

(別紙 2)

## 秘密保持および個人情報の取り扱いについて

(1) 介護相談室くらす(以下、「事業所」という)では、業務上知り得た利用者様、ご家族の秘密および個人情報等について、守秘義務を守り、個人情報を適切に取り扱い、関係機関などと連携を図るなど正当な理由がない場合以外には開示しません。

(2) 事業所は、そのサービス提供上知り得た利用者様およびそのご家族などの秘密および個人情報などについては、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様です。

(3) 事業所は、必要な範囲において利用者様およびそのご家族の個人情報を取り扱いいたします。なお、利用者様およびそのご家族などからの知り得た個人情報を以下の目的のために使用します。

- ① ケアプラン作成、サービス担当者会議、関係者間での連絡調整において必要な場合
- ② 介護保険施設等への入所に伴う情報提供が必要な場合
- ③ 事故発生時における関係機関への情報提供や報告が必要な場合
- ④ 介護支援専門員実務研修における実習生の受け入れに使用する場合
- ⑤ その他本人の状況に応じた適切な介護保険及び高齢者保健福祉サービスの提供に必要な場合

利用者に対して、重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業者(法人)名	特定非営利活動法人 kurasu
代表者名	澤田 雄介
事業所名	介護相談室くらす
管理者名	菅原 奈津美
説明者名	

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容について同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	
代理人 (本人に代わって 契約行為を行う 場合に記入)	住所	
	氏名	(続柄)

代筆者 (本人の意思に基 づき記入/本人の 意思表示ができな い場合)	代筆理由	
	氏名	(続柄)

## サービス利用状況についてのご報告

当事業所では、利用者の皆さまが安心してサービスを選択できるよう、過去のケアプランに基づくサービス利用割合をお知らせしております。

本書は、国の基準に基づき「説明するよう努める」ことが求められている項目です。サービスを公平にご案内できているかどうかをご確認いただくことを目的としております。

なお、過去の実績として、結果的に一部の事業所の利用が多くなる場合があります。

しかし、当事業所では常に利用者の皆さまにとって最適な事業所を検討し、必要に応じてご提案しておりますので、ご安心ください。

- ① 2025年度前期(3月1日～8月末日)6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 54.9%

通所介護 16.9%

地域密着型通所介護 27.5%

福祉用具貸与 53.7%

- ② 2025年度前期(3月1日～8月末日)6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護くらす 45.2%	訪問介護事業所花束 22.4	大館南ヘルパーステーション 11.4%
通所介護	ケアセンター一心堂 32.9%	デイサービスいすみ 22.9%	一心堂ピース デイサービスおおたき 17.1%
地域密着型 通所介護	サロン千歳 75.4%	デイサービス花 19.3%	デイサービスおおとり 5.3%
福祉用具貸与	かんきょう 56.1%	タカハシ薬局 11.2%	福祉用具ステーション一心堂 9.4%

※集計期間:R7年3月～R7年8月